倉庫･製造･物流施設の再開手順： 付録 C

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、一部の小売業が安全に事業を再開できるよう 科学や公衆衛生の専門知識に基づく段階的な対応を講じています。下記の再開手順は、2020 年 5 月 13 日付の衛生担当官命令により営業再開が認められた低リスクの小売業をサポートする倉庫業についてのものです。州公衆衛生担当官による条件に加え、これらの業種は以下の倉庫業、製造業、物流施設のためのチェックリストに記載の条件にも従う必要があります。

注： この文書は、追加の情報やリソースが利用可能になり次第更新される可能性があるため、必ずロサンゼルス郡のウエブサイトで定期的にこの文書の更新をご確認ください。
http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/

チェックリストの内容：

(1) 従業員の健康保護に対する職場の方針と実践
(2) 物理的距離を確保するための対策
(3) 感染防止のための対策
(4) 従業員および一般の方とのコミュニケーション
(5) 重要なサービスを平等に利用できるようにするための対策

これら5つの項目は各施設で事業再開手順を作成する際に含まれる必要があります。

このガイダンスの対象となるすべての事業は以下の当てはまる対策をすべて実行し、実行されていない対策に関しては、適用されない理由を説明する準備ができている必要があります。

事業名： _____

施設の住所： _____

消防法に基づく最大収容人数： _____

施設の概算の総面積： _____

A. 従業員の健康保護に対する職場の方針と実践 （施設に当てはまるものを全て選択）

- ☐ 在宅勤務が可能な者は全員、在宅勤務を行うように指示されている。
- ☐ 身体が脆弱な従業員（65歳以上あるいは慢性の症状をもつスタッフ）は可能な限り在宅勤務可能な仕事を割り当てられている。
- ☐ 従業員が在宅勤務を行える機会を増やすため、業務内容は可能な限り再構成されている。
- ☐ 物理的距離を最大限とれるように交代勤務、時差勤務、シフト制が設定されている。
- ☐ すべての従業員は体調不良の場合あるいはCOVID-19を罹患している人に曝露された場合は、出勤しないように指示されている。従業員は、自己隔離と検疫に関する公衆衛生局のガイダンスに必要に応じて従うことを理解している。従業員が病気で自宅にいても処罰を受けることがないよう、職場の休職方針が見直され、修正されている。
- ☐ 1人以上の従業員にCOVID-19の陽性反応が出た場合や、一致する症状が出たことを把握した際、雇用主はその感染者を自宅隔離させ、その感染者と職場で曝露があった全従業員に即時自己検疫を行うよう要求する計画や手順を用意している。COVID-19に対するさらなる管理措置を必要とする、職場での曝露があったかどうかを確定するため、検疫中の全従業員がCOVID-19検査を受けられる手順を検討する必要がある。
- ☐ 従業員が職場に入る前に症状の確認を行っている。症状の確認には従業員が経験している咳、息切れ、発熱、その他の症状が含まれる必要がある。これらの確認は、遠隔、または職員が到着した際に直接行うことができる。可能であれば検温を職場で行う。
- ☐ シフト中に公衆や他の従業員と接触するすべての従業員に無料で布製のフェイスカバーを提供する。従業員は就業中、他人と接触するまたはその可能性がある場合、フェイスカバーを常に着用する。個室のオフィスや仕切りで囲われた席に一人でいる場合従業員は布製フェイスカバーを着用する必要はない。
- ☐ 従業員はフェイスカバーを毎日洗うように指示されている。
- ☐ 可能な限り、事業所の内部の従業員にのみ出入りが限定されている。外部の者が仕事上の役割を果たす場合、フェイスカバーを着用し、症状のチェックと物理的距離を保つように指示されている。
- ☐ すべてのワークステーションやワークエリアは6フィート以上離れている。
- ☐ 休憩室、トイレ、その他の共有エリアは以下のスケジュールで頻繁に消毒される：
  - ☐ 休憩室 _____
  - ☐ トイレ _____
  - ☐ その他 _____
- ☐ 従業員が休憩室で常に6フィート以上の距離をとれるように休憩時間をずらしている。
- ☐ マスクを常に正しく着用するため、従業員は指定された休憩室や屋外の食事場所以外での飲食を禁止されている。
- ☐ 従業員は消毒剤や関連用品をメーカーの指示がはっきり見える状態で、以下の場所で利用できる：

  _____
- ☐ すべての従業員はCOVID-19に有効な手指消毒剤を以下の場所で利用できる：

  _____
- ☐ 従業員は頻繁に休憩して手を洗うことを許可されている。

- ☐ それぞれの従業員が各自の道具、機器、指定された作業場所を割り当てられている。物を共用することは最小限に留められている、あるいは全くない。
- ☐ フェイスカバーや他の個人保護具が勤務者の安全を脅かさないことが保証されるように業務内容が変更されている。
- ☐ 勤務者と共に教育、サポートを行い、物理的距離や感染管理の指示を強化する。
- ☐ この手順のコピーは各従業員に配布されている。
- ☐ ロサンゼルス郡公衆衛生局のコロナウイルスウェブサイトで、この手順とその他のCOVID-19関連資料の翻訳版が公開されており、従業員各自の言語で利用可能な場合は提供されている。
- ☐ このチェックリストに記載している雇用条件以外の方針は第三者として敷地内にいる配達員や他社の社員にも適用されている。
- ☐ 任意–上記以外の対策の説明:

_____

B. 物理的距離を確保するための対策

- ☐ 事業所での従業員数は、物理的距離と感染対策の条件に準拠するため、必要に応じて削減されている。
- ☐ 出勤前に従業員が症状のチェックのために列を作る場合は、物理的距離の確保のために6フィート間隔で壁や印が設置されている。
- ☐ 混雑の度合いを監視することを可能にし、従業員が入室する際の症状チェックのために空間を確保するため、入口と出口の区別が明確にされている。施設に従業員用入り口が一つしかない場合は、シフトの間隔を十分に取り、通路の混雑を避けている。
- ☐ 従業員は職場のどの部分でも他の従業員と6フィート以上の距離を保つように指示されている。
- ☐ エレベーター内で人が6フィートの物理的距離を保てない場合、可能であれば4人以下のみに乗員を限定する。すべての乗員は布製フェイスカバーを着用する必要がある。エレベーター乗員の物理的距離のガイドラインを作成する際エレベーターの大きさ、建物の階数、毎日の従業員数を考慮する必要がある。
- ☐ 可能であれば階段は上りまたは下りの向きに開放し、より頻繁に清掃する。
- ☐ オフィス、公共の座席エリア、他の倉庫あるいは工場でないエリアで物理的距離を保つために家具の配置が変更されている。
- ☐ 物理的距離を保つために、可能であれば倉庫や店舗の通路は一方通行に指定されている。
- ☐ 6フィート以上の物理的距離を確保するために、共有エリアの配置は従業員の集まりを制限できるようにしている。
- ☐ 物理的距離を保つため、従業員の化粧室、休憩室、その他の共有エリアでの占有率は制限されている。
- ☐ 人から人への手渡しの必要性をなくすために、棚や掲示板などの受け渡し補助設備が設置されている。
- ☐ 必要に応じて集荷、配達の際に物理的距離を保つため、作業プロセスは見直され、変更されている。

C. 感染防止のための対策

- ☐ フェイスカバー使用時の十分な通気の確保するために、HVAC システムが評価されている。
- ☐ 汚染のリスクを減らすために、可能な場所（トイレを含む）でハンズフリー機器が設置されている。

- ☐ 共有エリアと生産フロアやオフィスや共有エリアにある頻繁に触る物（例： 机、カウンター、ドアノブまたはドアハンドル）を EPA 承認済みの消毒剤を用いて、メーカーの指示に従って営業時間内は毎時消毒する。
- ☐ 事業所と施設全体は、少なくとも毎日清掃し、化粧室や頻繁に触れる場所や物はより頻繁に清掃する。
- ☐ 化粧室は EPA 承認済みの消毒剤を用いて、メーカーの指示に従って定期的に以下のスケジュールで消毒する：

  _____

- ☐ ヘルメットやフェイスシールドは各シフトの終わりに消毒する。
- ☐ 配送車両と設備は配送ルートの前後に消毒する。
- ☐ 配送車両は配達中追加で衛生用品を積載する。
- ☐ 配送ドライバーや他の配送に関わる従業員は配送ごとに清潔な個人用保護具を使用する。
- ☐ 商品を倉庫や施設に保管する前に、必要に応じて配送物を検査し、消毒対策を実施する。
- ☐ 施設の入口付近で誰もが手指消毒剤、ティッシュ、ゴミ箱を使用できる。
- ☐ 任意 – 上記以外の感染防止対策の説明：

_____

D. 公衆に公開するための対策

- ☐ この手順のコピーは施設の入り口すべてに掲載されている。
- ☐ 施設のインターネット上の情報配信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）で営業時間、フェイスカバーの着用の要求、人数制限、持ち帰りや配達に関する方針、その他の関連する事柄について明確な情報提供を行う。

E. 重要なサービスを平等に利用できるようにするための対策

- ☐ 顧客やクライアントにとって重要なサービスが優先されている。
- ☐ 遠隔で提供できる取引やサービスはオンラインに移行済である。
- ☐ 行動に制限があったり、公共の場所にいることが高リスクな顧客が商品やサービスを手に入れられるように対策が取られている。

事業主は、上記に含まれていない追加の対策を別紙に記載し、本文書に添付してください。

この手順に関するご質問やコメントは、以下の者までお問い合せください。

事業の連絡先： _____ **電話番号：** _____

最終更新日： _____